京都市個人情報保護審査会答申第23号の概要

66 d. f	京部中個人情報休護番宜芸合中弟 2 3 方の概要
答申年月日	平成18年10月4日
請求内容	戸籍・除籍謄本交付請求書
請求者	本人
所 管 課	右京区役所京北出張所
所管課の決定	一部開示決定
所管課の主張	1 本市では、法令等を遵守し、適正に戸籍謄抄本等の交付事務を取り扱っていると
	ころであり、本件戸籍謄抄本等交付請求は、戸籍法第12条の2に基づく手続きを
	経てなされたものである。
	2 第三者である除籍謄本交付請求者は、当該請求内容等を他人に公開されることを
	予期しておらず、本件非開示部分は、条例第16条第2号の「通常他人に知られた
	くないと認められるもの」に該当する。
異議申立人の	1 法務省令で定める場合(戸籍に記載されている者からの請求や弁護士等が職務上
主張	請求を行う場合等)を除き,その事由を明らかにしなければならないとあるが,ど
	の様に明らかにされ請求者に交付されたのか。
	2 実施機関は法令等を遵守し、適正に戸籍謄抄本等の交付事務を取り扱っていると
	主張するが、「確認」という目的だけで、他人に戸籍謄本を簡単に交付するのか。
審査会の判断	1 第三者である除籍謄本交付請求者の請求手続に形式的適法性が認められたとして
	も、当該請求者のプライバシー保護は無条件に与えられるのではなく、これに規範
	的制限を加えることは社会的に許容されているものと考えるのが肝要であり、戸籍
	法第12条の2第2項及び同法施行規則第11条の4においても、相続関係を証明
	する必要がある場合その他法務省令で定める場合(除籍の記載事項を確認するにつ
	き正当な利害関係がある場合等)は、その事由を明らかにして請求しなければなら
	ないとされている。
	2 家族関係の秩序を保つという戸籍の公示目的の趣旨から照らしても、除籍謄本交
	付請求者の請求事由の不当目的は否定できず,少なくとも本件においては,同請求
	者が正当な権利利益を有していると評価する根拠が乏しいといえる。
	3 本件非開示部分は除籍謄本交付請求者の個人情報であるとはいえ、除籍登載者で
	ある異議申立人にとってみれば、自分の除籍を第三者にみだりに開示されない利益
	は保護に値する。異議申立人にとって、誰が、どのような理由で自分の除籍謄本の
	交付を受けたのかを知ることは、自己情報のコントロール権を積極的に認め、自己
	情報本人開示請求制度を創設した条例の趣旨に合致するものであると考えられる。
	4 以上の点から、当審査会は、本件非開示部分は条例第16条第2号に該当せず、
	実施機関が行った個人情報一部開示決定について、個人情報開示決定に変更すべき
	であると判断する。